毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

 \bigcirc



告

示

9月29日(金曜日)

(昭和二十七年香川県条例第二十二号)

第八条第二

一項の規定

ページ 指定 指 定 番号 年月日 により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。 ●香川県告示第六百二号 香川県青少年保護育成条例

平成十八年九月二十九日

(◉印は、県法規集掲載事項)

(青少年・男女共同参画課

種別

溪

1

汐

雑誌コード

発 行

严 垃

指定理由

内容が著

へ発思

香川県知事

真

鍋

武

紀

(みどり保全課

告

目

次

○有害図書の指定

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知

●平成三年香川県告示第三十八号

(児童福祉法施行細則の規定による徴収金及

(子育て支援課

(県立病院課

)昭和四十年香川県告示第二百六十五号(香川県立病院の使用料及び手数料)

昭和六十三年香川県告示第七百二号(漁業災害補償法の規定による漁業共済

び支払命令金の額に係る知事が定める基準)の一部改正

186 185 184 182 179 178 183 187 181 180 平成十八年九月二十二日 コミック コミック 뺆 雑誌 雑誌 랖 雑誌 DOPE 艶お姉さま ウインドウズ ROM!10月号別冊 遊ぶ!ケータイ情報源 Plus オレンジ通信 チョベコミ スーパー写真塾 DVD ヤッタネ! ザ・ベスト MAGAZINE ORIGINAL 10月号 (SUPREME-082) 10月号 (NUMBER-106) ・ベストMAGAZINE Special 9月号 (NO-158) 10月号(通巻第316号) 10月号 (通巻第197号) ばんがいち オレンジ通信10月号 10月号 (通巻74号) 10月号 (第10号) 增刊 (Vol.01) Vol. 1 60214 - 4602190 - 1004039 - 1002402 - 901864 - 1002189 - 1014077 - 915431 - 1018295 - 1016639 - 10(株)東京三世 | 蔡M Cプレス 寒コアマガジン 寒ベストカ インフォレスト(条) (有)光彩書房

>

がある。 るおそれ 年の福祉を阻害す

を助長す る等青少 く粗暴性

>

は甚だし 激し、又 感情を刺

(第九三七六号)

快楽マガジン 9 月増刊号 (VOL. 1)

収用委員会公告

●香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

六

○土地収用法施行令の規定による公示送達

香

Ш

県

報

平成十八年九月二十九日

警察本部告示

教育委員会規則

○土地改良事業に係る換地計画の適否決定

(土地改良課) (経営支援課)

<u>Ŧ</u>i.

>

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告(二件)

融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の

一部改正

課

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金

●香川県文化会館規則等の一部を改正する規則

公

○道路の区域変更

加入区の設定)の

一部改正

水

道

路

四

0)

一部改正

Ш

●香川県告示第六百三号

十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大臣から通知があった。 平成十八年九月二十九日 香川県知事 真 鍋 武 紀

九〇の二一、七九〇の二三、七九〇の二六、七九〇の二九、七九〇の三〇、七九〇の三 七○一の三から七○一の五まで、七○二の一、字中川原七九○の三、七九○の五から七 の七から七一八の一八まで、七一八の二〇、七一八の二三、七一八の二八、七一八の三 蔵前七一五、七一六の一、七一六の五、七一八の一、七一八の二、七一八の四、七一八 まで、七七八の一から七七八の三まで、七八三の一から七八三の三まで、七八五、字地 七五五、七五六、七五八の二、七六一の三、七六四、字北山七七七の一から七七七の八 七四五の一、七四九、七五〇の一、七五〇の四、七五〇の五、七五〇の七、七五四の 七四二の一、七四二の四、七四三の一、七四三の三から七四三の七まで、七四四の一、 杖立二五七六の二、二五七六の三、二五七六の六、仲多度郡まんのう町川東字尾形二六 四まで、七九○の一二七、七九○の一二九から七九○の一三一まで、七九○の二八五、 九○の六五まで、七九○の六八、七九○の七三、七九○の八○から七九○の八三まで、 九○の七まで、七九○の一○から七九○の一三まで、七九○の一八、七九○の二○、七 七一八の一八九から七一八の二| 七まで、七一八の二三|○から七一八の二| 三まで、七 七一八の四五から七一八の五一まで、七一八の五三、七一八の六五、七一八の七〇、七 ○、字吉砂古谷二七二五の三、東かがわ市川股字下所五二一の二、五四八の一、五名字 七九○の八八、七九○の九四、七九○の九九から七九○の一○二まで、七九○の一一○ 二、七九○の三六、七九○の三八、七九○の四○、七九○の四六、七九○の六三から七 一六、字川奥二五七五、字栗ヶ窪二五七七の一、二五七七の二、塩入字上名七四〇の 七九○の二八七、七九○の二九二から七九○の二九四まで、七九○の三三三、七九○の 七九〇の一一三、七九〇の一一八、七九〇の一一九、七九〇の一二一から七九〇の一二 三三五から七九○の三四○まで、七九○の三四二 一八の二二五から七一八の二三〇まで、字土居六九八の一、六九八の二、六九九の一、 一三〇から七一八の一三二まで、七一八の一三六、七一八の一八二、七一八の一八三、 八、七一八の一二一、七一八の一二三一、七一八の一二四、七一八の一二六、七一八の 八の一〇七、七一八の一〇九から七一八の一一二まで、七一八の一一六、七一八の一 八の八八まで、七一八の九五、七一八の九九、七一八の一〇四、七一八の一〇五、七 八の七二、七一八の七三、七一八の七六から七一八の八〇まで、七一八の八五から七 、七一八の三三、七一八の三五、七一八の三七から七一八の四○まで、七一八の四二 木田郡三木町大字奥山字奈良二七九二、さぬき市前山字兎山八七六の一、八七六の 一から七九○の三四五まで、七九○の三

場二八八、二九○、二九一の一、二九一の二、七三五、七三九の一、七三九の二、字堀 四七から七九〇の三五五まで、七九〇の三五七、 川一、二、六、七、一一の一、一一の二、一二、一三の一、字日野裏四五二五の一から 八一の一、三八一の四、三八四の一、三八四の二、三八四の五、四〇〇、七一〇の一、 九の三、七○九の五、七○九の一二、字脇野三六二の一、三六三の一、三七○の一、三 田七〇三の一、七〇六の三、七〇七の一、七〇七の三、七〇七の五、七〇七の八、七〇 の一、七二二の三から七二二の七まで、七二五の二、七二五の一一、七二七の四、字馬 七、三四八、三五四、三五七、三五八、七一九の一、七一九の三、七一九の五、七二二 七九〇の三六六まで、字八丁三二七、三二八、三三三、三三五、三四二、三四五、三四|行する。 ○の一二まで、七七○の二○から七七○の二五まで 七七〇の一から七七〇の三まで、七七二の一から七七二の三まで、七七四、 七一〇の三、七一一の三、七一二の一、字和田七六五、七六八の一から七六八の三まで 一五の三まで、山脇字川南下七七○の一から七七○の五まで、七七○の八から七七 七九〇の三六一、七九〇の三六四から 七箇字多治

保安林として指定された目的 水源のかん養

1

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字栗ヶ窪二五七七の一、二五七七の二、字尾形二六一六 木田郡三木町大字奥山字奈良二七九二、仲多度郡まんのう町川東字川奥二五七五、
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

かがわ市事業部経済課、 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東 さぬき市建設経済部農林水産課、三木町産業振興課及びまんのう

町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。)

)香川県告示第六百四号

平成三年香川県告示第三十八号 (児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令

平成十八年九月二十九日

|金の額に係る知事が定める基準) の一部を次のように改正し、 平成十八年十月 日から施

平成十八年九月二十九日

武

紀

別表第二備考8①イ中 「300,000日」を「350,000日」に改める

●香川県告示第六百五号

のように改正し、平成十八年十月一日から施行する 昭和四十年香川県告示第二百六十五号 (香川県立病院の使用料及び手数料)の一部を次

平成十八年九月二十九日

し、 四号に規定する者以外の者の告示第八十八号第三号」を「告示第四百九十八号第八号」に 八年厚生労働省告示第百一号)」を「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の 同条第五項を削り、同条第四項中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める 医薬品等 食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、 食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る 算定方法(平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号)」に改め、 「の入院」を「の入院(告示第四百九十八号第九号に規定する者の入院を除く。)」に、 「告示第八十八号第五号」を「告示第四百九十八号第十号」に改め、同項を同条第五項と 第一条第一項第一号中 同条第三項の次に次の一項を加える。 (平成十四年厚生労働省告示第八十八号。以下「告示第八十八号」という。) 第 「特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法 同項第二号中 (平成十

第一条第六項を削る。 用する場合の使用料の額は、 第四百九十八号。以下「告示第四百九十八号」という。)第五号に規定する医薬品を使 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示 算定方法により積算して得られた額とする。

●香川県告示第六百六号

昭和六十三年香川県告示第七百二号 の一部を次のように改正する。 (漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設

平成十八年九月二十九日

香

Ш

(第九三七六号)

四

のり等養殖業(のり養殖)の表中 香川県知事 真 鍋 武

紀

土庄柳西部・千軒 ・小瀬

土庄東元浜・洲鼻加入区 大木戸加入区 以西の柳、千軒、小瀬及び大木戸の地域旧土庄漁業協同組合の地区のうち、土庄町柳東川 土庄中央漁業協同組合の地区のうち、土庄町東元 浜及び洲鼻の地域

を

内浜加入区 大木戸・東元浜・洲鼻・東 土庄柳西部・千軒・小瀬 川以西の柳、千軒、小瀬、大木戸、東元浜、洲鼻 線、土庄町道東内浜二号線及び土庄町道内浜中道 及び東内浜(土庄町道本町線、土庄町道内浜中通 土庄中央漁業協同組合の地区のうち、土庄町柳東 に

線に囲まれた地域を除く。)の地域

改め、 海町内海加入区の項中 同表内海町橘・坂手加入区の項中 同表内海町福田加入区の項中 「内海町田ノ浦、」を「小豆島町」に改める。 「内海町橘及び」を「小豆島町橘及び」に改め、 「内海町福田及び」を「小豆島町福田及び」に改め、 同表内

●香川県告示第六百七号

のように変更し、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次 同項の規定に基づき告示する。

一十日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月二十九日から同年十月

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真

鍋

武

紀

道路の種類 県道(主要地方道

路線 名 小蓑前田東線 (四十二号)

三 道路の区域

区 間 前後 別 更 (メートル) 敷地の幅員 延 (メート ル長 備

考

二〇八番一地先まで 二三四番一地先から 二二○番三地先から 木田郡三木町大字朝倉字中吉谷 二〇八番二地先まで 木田郡三木町大字朝倉字中吉谷 木田郡三木町大字朝倉字中吉谷二 木田郡三木町大字朝倉字中吉谷 後 後 前 前 五七・ 一三・八 三・九 六・三 七 \equiv 七 三・九 八三 5 九 5 Ŧi. 九 九 九 四 一四四 三四 一六 六 一九 事による区 迂回路 域変更 事による迂 回路設置 道路防災工

|●香川県告示第六百八号

り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十 八年十月二日から施行する。 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

島支店」を「粟島出張所」に改める。 舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中「莊内支店」を「荘内出張所」に、 理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代 粟

公 告

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下 「法」という。)第八条第一項 兀

項の規定により、次のとおり公告する

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月九日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

丸亀市飯山町西坂元五八三番地ほか

ラ・ムー丸亀飯山店

三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

Ŧi. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所

1

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年九月二十九日 (金曜日) から同年十月三十日 (月曜日) まで

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第一 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下 法 という。)第八条第一項

項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月十二日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)

意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

天満屋ハピータウン善通寺店 善通寺市金蔵寺町川添一九○三番ほか

法第八条第一項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要

報 平成十八年九月二十九日

香

Ш

県

意見なし

法第八条第一 |項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

Ŧi. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年九月二十九日 (金曜日) から同年十月三十日 (月曜日) まで

五十二条の二第一項の規定により、三豊市の土地改良事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第 (非補助土地改良事業藤前地区

の換地計画について適当とする旨決定した。 その関係書類を三豊市農林水産課において平成十八年十月六日から同年十月二十六日ま

で縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事

真

鍋

武

紀

教育委員会規則

香川県文化会館規則等の一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年九月二十九日

香 Ш 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十九号

香川県文化会館規則等の一部を改正する規則

(香川県文化会館規則の一部改正)

第 一条 香川県文化会館規則(昭和四十一年香川県教育委員会規則第七号)の一部を次の

ように改正する。

に改め、 第十四条第一項第五号中「生活保護施設、身体障害者更生援護施設」を 「、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設」を削る。 「保護施設」

(瀬戸内海歴史民俗資料館規則の一部改正)

香

Ш

部を次のように改正する。第二条 瀬戸内海歴史民俗資料館規則(昭和四十八年香川県教育委員会規則第九号)の

改め、「、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設」を削る。 第九条第一項第五号中「生活保護施設、身体障害者更生援護施設」を「保護施設」に

(香川県歴史博物館規則の一部改正)

第三条 香川県歴史博物館規則(平成十一年香川県教育委員会規則第十六号)の一部を次 | に改正する。 のように改正する。

精神障害者社会復帰施設」を削る。第十四条第一項第五号中「、身体障害者更生援護施設」及び「、知的障害者援護施設」

(香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第四条「香川県立東山魁夷せとうち美術館規則(平成十六年香川県教育委員会規則第二十

精神障害者社会復帰施設」を削る。 第七条第一項第五号中「、身体障害者更生援護施設」及び「、知的障害者援護施設、

降田

2

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十一条第一項の規定により観覧料を免除する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第十六号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

香川県警察本部長 山 田 尚

義

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

Wiri → ○ 香川県地域警察運営規程(平成十二年香川県警察本部告示第十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第一項中「担当する」を「所管する」に、「地域主管課長」を「地域警察所管第三条第一項及び第二項中「市民」を「県民」に改める。

る。 課長」に改め、同条第二項及び第三項中「地域主管課長」を「地域警察所管課長」に改め

第二十八条第四項及び第二十九条第一項中「市民」を「県民」に改める

第三十条第二項中「地域主管課長」を「地域警察所管課長」に改める。

第三十五条及び第四十八条中「市民」を「県民」に改める。

に定める制服及び別図第三」に、「用いる」を「着用する」に改める。 第六十七条の見出しを「(制服及び標章の着用)」に改め、同条中「別図第三」を「別

附則

この規程は、平成十八年十月一日から施行する。

収用委員会公告

平成十八年九月二十九日

香川県収用委員

会

一 書面の種類

平成十八年九月二十日付け権利取得裁決及び明渡裁決書

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

| 禾 | Ξ Ξ |
|-------------|--|
| 香 | る 。 な 受 出 書 土 た 土 お 領 頭 面 地 だ 地 、 し の の 登 し 所 |
| Ш | |
| 県 | |
| 報 | |
| 平成十八年九月二十九日 | 土地登記簿上の名義人(亡)戸崎甚三郎の相続人 土地登記簿上の名義人(亡)藤村要助の相続人 土地登記簿上の名義人(亡)藤村要助の相続人 出頭の上、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。 会額しないときは、平成十八年十月二十日をもって送達があったものとみなされる。 なお、相続人のうち判明している者については、既に書類を送達済のため対象外とす。 |
| (第九三七六号) | |
| 七 | |

